

船穂町訪問介護事業所重要事項説明書
(指定訪問介護)
(介護保険法に基づく総合事業の第1号訪問事業)

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(岡山県指定 第 3372700355 号)

当事業所は、ご契約者に対して指定訪問介護及び介護保険法に基づく総合事業の第1号訪問事業（以下「第1号訪問事業」と言います。）による訪問サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

訪問サービスは、原則として、要支援・要介護と認定された方及び近い将来、要支援・要介護状態になるおそれのある方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1	事業者	1
2	事業所の概要	2
3	事業実施地域及び営業時間	2
4	職員の体制	2
5	当事業所が提供する訪問サービスと利用料金	3
6	訪問サービスの利用に関する留意事項	6
7	苦情の受付	7
8	緊急時の対応	7
9	事故発生時の対応	8
10	秘密保持	8

1 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会 |
| (2) 法人所在地 | 岡山県倉敷市笹沖180番地 |
| (3) 電話番号 | 086-434-3301 |
| (4) 代表者氏名 | 会長 中桐 泰 |
| (5) 設立年月日 | 昭和62年4月1日 |

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所 平成12年4月1日指定
指定第1号訪問事業者 平成28年3月1日指定
- (2) 事業の目的 介護保険法及び関係法令の趣旨を遵守し、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援する。
- (3) 事業所の名称 船穂町訪問介護事業所
- (4) 事業所の所在地 岡山県倉敷市船穂町船穂1861番地1
- (5) 電話番号 086-552-5200
- (6) 事業所長（管理者） 田村 有里
- (7) 開設年月 平成12年4月1日

3 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 倉敷市全域
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金 ただし12月31日から翌年の1月3日までを除く。
営業時間	月～金 8時30分～17時15分
サービス提供時間	月～金 8時30分～17時

※ 居宅サービス計画により、営業日及び営業時間以外でも訪問サービスを提供する場合があります。

4 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して訪問サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

※ 職員の配置は、指定基準を遵守しています。

- (1) 管理者 1名（常勤）
(2) サービス提供責任者 2名以上
(3) 訪問介護員等 常勤換算2.5名以上

※ 常勤換算とは、職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

（例） 週8時間勤務の訪問介護員が5名いる場合、常勤換算では、1名となります。（8時間×5名÷40時間＝1名）

5 当事業所が提供する訪問サービスと利用料金

(1) 介護保険の対象となる訪問サービス

ア 身体介護

- 入浴介助・・・入浴の介助、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。
- 排せつ介助・・・排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助・・・食事の介助をします。
- 体位変換・・・体位の変換をします。
- 通院介助・・・通院の介助をします。

イ 生活援助

- 調理・・・・・・食事の用意をします。
- 洗濯・・・・・・衣類等の洗濯をします。
- 掃除・・・・・・居室の掃除をします。
- 買物・・・・・・日常生活に必要となる物品の買物をします。

(2) 利用料金

<第1号訪問事業利用者>

(1ヶ月ごとの定額制)

支給区分	I (概ね週1回)	II (概ね週2回)	III (概ね週3回)
基本料金	11,760円	23,490円	37,280円

- ① ご利用料金は、介護予防サービス計画の支給区分による1ヶ月ごとの定額制です。
- ② ご利用料金は、上記金額に介護職員処遇改善加算(Ⅳ)の加算率14.5%を乗じた額が加算された額となります。
- ③ 自己負担額は、ご利用料金に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額となります。
- ④ 実際に訪問サービスを受けた日数が介護予防訪問介護計画に定めた日数と異なる場合であっても、介護予防サービス計画の支給区分によるご利用料金をいただきます。
- ⑤ 介護保険制度の改正により給付額に変更があった場合は、ご契約者のご負担額が変更になります。

<訪問介護利用者（要介護１～５）>

（１回）

	サービスに 要する時間	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満
身体介護	基本料金	2,680 円	4,260 円	6,230 円

（１回）

	サービスに 要する時間	20 分以上 45 分未満	45 分以上
生活介護	基本料金	1,960 円	2,420 円

- ① 「サービスに要する時間」は、訪問サービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。
- ② ご利用料金は、実際に訪問サービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定された訪問サービスを行うために標準的に必要となる時間に基づいて計算されます。
- ③ 平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯で訪問サービスを行う場合には、次の割合でご利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。
 - ・夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）：25%
 - ・早朝（午前 6 時から午前 8 時まで）：25%
 - ・深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）：50%
- ④ 2 人の訪問介護員が共同で訪問サービスを行う必要がある場合*は、ご契約者の同意の上で行うものとし、通常のご利用料金の 2 倍の料金をいただきます。

*2 人の訪問介護員で訪問サービスを行う場合の例

 - ・体重の重い方に入浴介助等の訪問サービスを行う場合
 - ・暴力行為などが見られる方に訪問サービスを行う場合
- ⑤ ご利用料金には特定事業所加算Ⅱが加算されています。
- ⑥ ご契約者やその家族等の要請によりケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行ったときは、緊急時訪問介護加算 100 単位（100 円）が加算されます。
- ⑦ ご利用料金は上記金額に介護職員処遇改善加算（Ⅳ）の加算率 14.5%を乗じた額が加算された額となります。
- ⑧ 自己負担額は、ご利用料金に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額です。

- ⑨ 介護保険制度の改正により給付額に変更があった場合は、ご契約者のご負担額が変更になります。

(3) 償還払い

次の場合は、ご利用料金の全額をいったんお支払いいただいた後に、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻される「償還払い」となります。

ア ご契約者が要介護認定申請後認定を受けるまでの間に訪問サービスをご利用になった場合は「償還払い」となり、要介護認定後に払い戻しとなります。

イ 居宅サービス計画を作成することなく訪問サービスをご利用になった場合も償還払いとなり、保険給付申請後に払い戻しとなります。また、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。

(4) 初回加算

新規に介護予防訪問介護計画又は訪問介護計画を作成したご契約者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行ったとき又はサービス提供責任者が他の訪問介護員等の訪問介護時に同行したときは、200 単位) が加算されます。

(5) 交通費

通常の事業実施地域以外にお住まいの方で、当事業所の訪問サービスを利用される場合は、通常の実施地域を越えた地点から利用者のお住まいまでの交通費として、次の料金をいただきます。

ア 公共交通機関を使用する場合は、事業所最寄りの駅等から利用者の居宅最寄りの駅等までの片道ごとの運賃と事業所最寄りの駅等から通常の実施地域を越える地点に最も近い駅等までの片道ごとの運賃との差額に相当する額

イ タクシーを使用する場合は、通常の実施地域を越えた地点から片道ごとの実費

ウ 自動車を使用する場合は、通常の実施地域を越えた地点から片道 1 キロメートルごとに 20 円

(6) 利用料金のお支払い方法

ご利用料金及び交通費は、1 か月ごとに計算し、該当月の翌月の初回訪問サービス利用日に請求書によりご請求します。なお、お支払いについては、なるべく口座引落としでお願いします。

(7) 利用の中止・変更・追加

ア ご利用予定日前に、ご契約者の都合により、訪問サービスの利用を中止、変更又は新たな訪問サービスの利用を追加することができます。この場合には訪問サービスの利用予定日前日までに事業者申し出て下さい。

イ 指定訪問介護による訪問サービスの利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止となった場合、キャンセル料として 1 回 700 円をお支払いいただく場合があります。ただし、体調や容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

ウ 訪問サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況によりご契約者の希望する期間に訪問サービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を提示して協議します。

6 訪問サービスの利用に関する留意事項

(1) 訪問サービスを提供する訪問介護員

訪問サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際の訪問サービスの提供に当たっては、複数の訪問介護員が訪問サービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

ア ご契約者からの交替の申し出

訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

イ 事業者の都合による訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は、ご契約者及びそのご家族等に対して訪問サービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) 訪問サービス利用時の留意事項

ア 定められた業務以外の禁止

ご契約者は、介護保険の対象となる訪問サービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。

イ 備品等の使用

訪問サービス実施のために必要な備品等（水道、ガス、電気を含む）及び電話は、無償で使用させていただきます。

(4) 訪問サービスの内容変更

訪問サービスご利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていた訪問サービスが実施できない場合には、訪問サービスの内容を変更します。その場合、変更した訪問サービスの内容と時間に応じたご利用料金を請求させていただきます。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ア 医療行為
- イ ご契約者又はその家族等からの金銭又は物品の授受
- ウ ご契約者の家族等に対する訪問サービスの提供
- エ ご契約者又はその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- オ 飲酒及び喫煙
- カ その他ご契約者又はその家族等に行う迷惑行為

7 苦情の受付

(1) 当事業所の苦情の受付窓口

(苦情受付担当者) 田村 有里 (管理者)
(電話) 086-552-5200
(受付時間) 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15

(2) その他の苦情受付機関

- 倉敷市役所 介護保険課
(住所) 岡山県倉敷市西中新田640番地
(電話) 086-426-3343
- 岡山県国民健康保険団体連合会
(住所) 岡山県岡山市北区桑田町17番5号
(電話) 086-223-8811

8 緊急時の対応

- (1) 訪問サービス提供中に、ご契約者の病状の急変等医療上緊急の必要性が生じた場合、その他必要な場合は、速やかにご契約者の主治医、救急隊、緊急時連絡先、担当の居宅介護支援事業者等へ連絡します。
- (2) 船穂町訪問介護事業所の緊急連絡先は、次のとおりです。
(電話) 086-552-5200 (船穂町高齢者福祉センター内)

(対応可能日時) 月～金 (12月31日から1月3日を除く)
8:30～17:15

9 事故発生時の対応

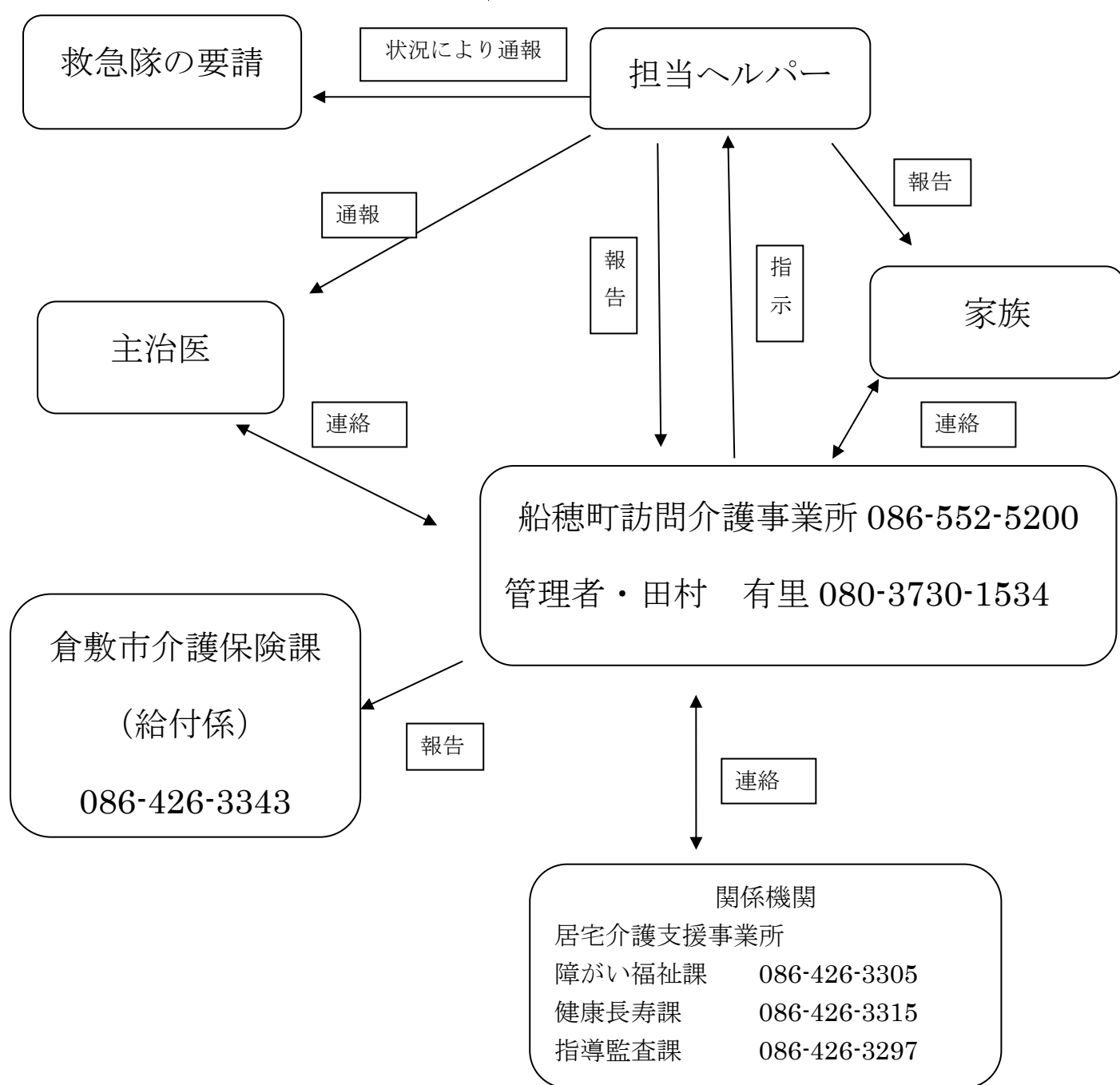
- (1) 訪問サービス提供中に事故が発生した場合は、ご契約者のご家族、担当の居宅介護支援事業者等に早急に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所の責により、ご契約者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償します。

10 秘密保持

当事業所は、ご契約者について他の居宅介護支援事業所等と連携を図る必要があるなど正当な理由がある場合を除き、業務上知り得たご契約者やご家族などの情報を第三者に漏らしません。契約終了後及び当事業所の職員が職を退いた後も同様です。

緊急時連絡体制

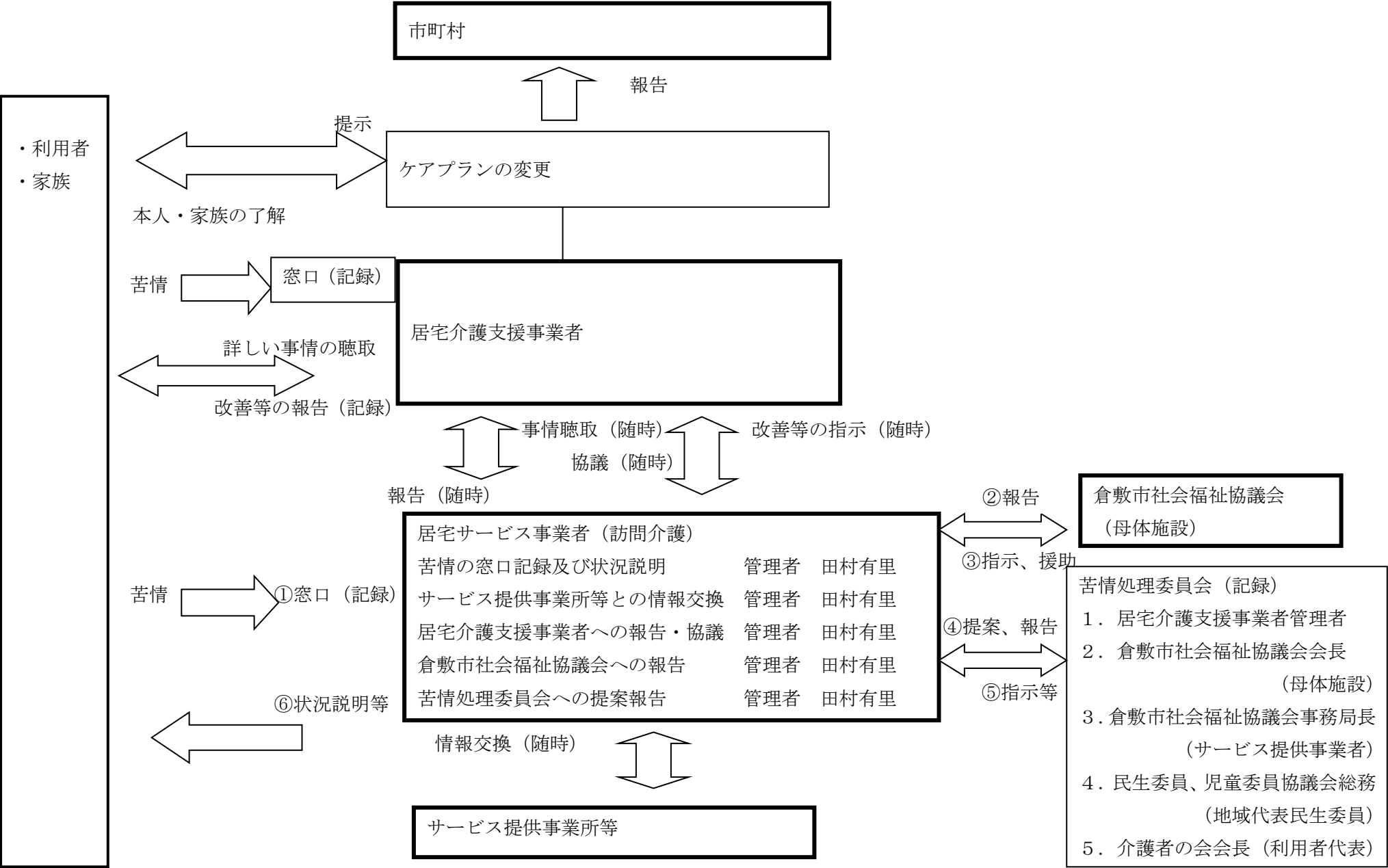
事故発生



社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会 船穂町訪問介護事業所

船穂町訪問介護事業所 苦情処理の手順

10



令和 年 月 日

指定訪問介護及び第 1 号訪問事業による訪問サービスの提供の開始に際し、本書面に基
づき重要事項と個人情報利用の説明を行いました。

社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会

会長 中桐 泰

(説明者) 船穂町訪問介護事業所

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けたことに同意するとともに、訪
問介護及び第 1 号訪問事業による訪問サービスの提供開始及び下記の私及び家族の個人情
報の取扱いについて同意いたします。

記

1. 個人情報の使用目的

- (1) 介護サービスの提供を受けるにあたって介護支援専門員と介護サービス事業
者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状
況等を把握するために必要な場合。
- (2) 介護支援専門員又は介護サービス事業者との連絡調整のために必要な場合。
- (3) 介護サービスの提供を受けている契約者が体調等を崩し又はけが等で病院へ
行った時に、医師・看護師等が状況を把握するために必要な場合。

2. 個人情報の使用条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情
報の提供にあたっては関係者以外の者に漏洩することのないよう細心の注意を
払うこと。
- (2) 個人情報を使用したときは、個人情報利用の経過、内容等を記録すること。

契約者 (本人)

住所 倉敷市

氏名 ⑩

(代筆者 続柄)

契約者家族

住所

氏名 ⑩

(続柄)

